

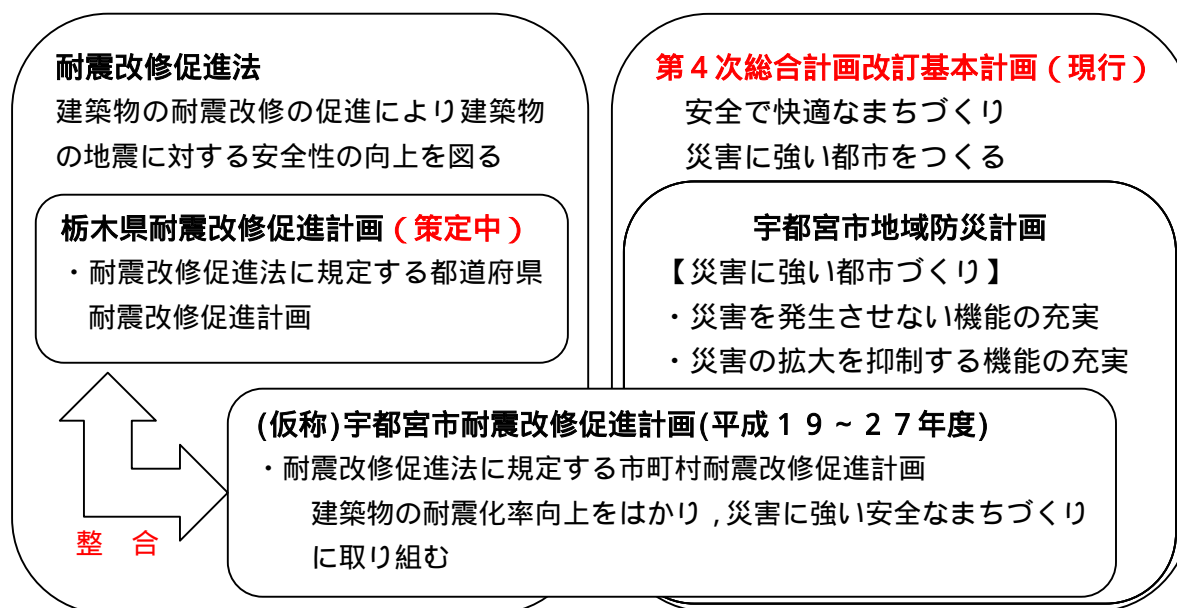
## 「(仮称)宇都宮市耐震改修促進計画」の策定体制等について

### 1. 策定の背景・目的

- ・昨今、大規模地震が頻発する中で、国は、建築物（昭和56年以前に建築されたもの）の耐震改修を促進させることを、最も重要な課題と位置づけ、耐震改修促進法・建築基準法の改正や税制・統合補助金などによる支援制度を充実させてきた。
- ・本市においては、地震被災の少ない土地柄から危機意識が薄いため、特に、耐震改修の重要性・緊急性について積極的に普及啓発を行い、改修に対する支援制度を充実させる必要がある。
- ・そこで、公共並びに民間建築物の耐震化を図るための促進計画を策定し、計画的な耐震対策を実施することにより、地震による被害を減少させ、市民が安心して生活できるまちづくりを進めることを目的とする。

### 2. 計画の位置付け

- ・第4次宇都宮市総合計画改訂基本計画の個別計画として策定する。
- ・平成18年1月に改正された耐震改修促進法の規定に基づき、耐震改修促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。



### 3. 計画期間

平成19年度～平成27年度 9年間（国の基本方針の目標年度に合わせて設定）

#### 4. 策定項目

- (1) 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - ・建築物の耐震化率の目標設定
  - ・公共建築物の耐震化の促進
- (2) 耐震診断及び改修の促進を図るための施策事項
  - ・基本的取組方針
  - ・耐震改修その他の耐震対策への支援制度
  - ・優先的に耐震化に着手すべき建築物及び区域の設定
- (3) 啓発及び知識の普及に関する事項
  - ・地震防災マップの作成及び公表
  - ・耐震改修その他の耐震に関する情報提供

#### 5. 策定による効果

- ・住宅、建築物耐震改修等事業及び交付金等支援制度の活用が可能
- ・耐震改修促進税制による税控除の利用が可能
- ・国の補助制度を活用した災害時の避難所等の耐震化の促進



地震による被害を減少  
災害時における緊急輸送道路や拠点となる避難施設等の確保

#### 6. 策定体制

##### (1) 庁内策定委員会の設置

- ・策定委員会…促進計画案、促進施策案の作成及び促進施策案の進行管理  
委員長 都市開発部次長  
委員 行政経営課長、財政課長、政策審議室長、みんなでまちづくり課長、高齢福祉課長、保健福祉総務課長、土木管理課長、建築保全課長、建築課長、住宅課長、建築指導課長、学校管理課長、スポーツ振興課長、生涯学習課長、消防本部予防課長

- ・作業部会…促進計画素案の作成及び促進施策案の検討
- ・メンバー…策定委員の所属する課の職員で指定された者

・事務局…建築指導課

##### (2) 専門家の意見の反映

- ・耐震改修促進協議会の設置（建築士会、建築設計事務所協会等）

##### (3) 市民の意見の反映

- ・パブリックコメントの実施

#### 7. スケジュール

- 平成18年 8月 庁内検討組織（策定委員会）の設置、基本方針の検討
- 平成19年 2月～計画案策定、パブリックコメントの実施
- 平成19年 6月 促進計画決定、公表